

10 労働時間

(1) 1日の所定労働時間

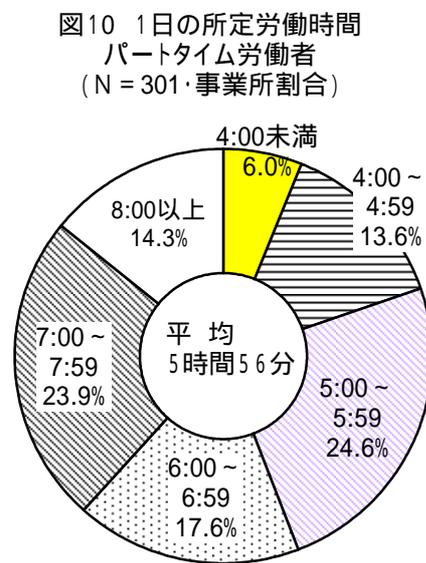
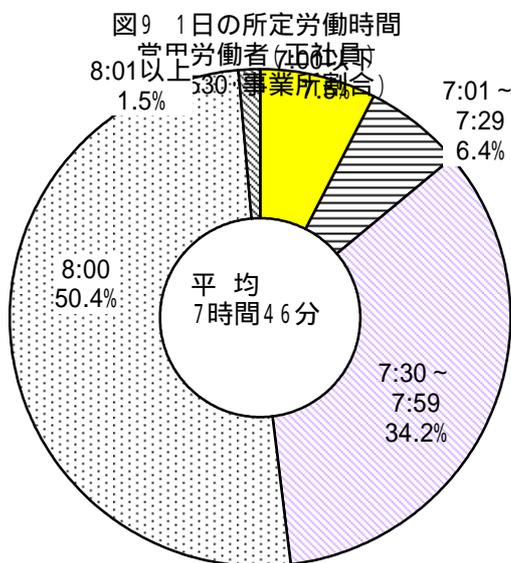
常用労働者（正社員）7時間46分，パートタイム労働者5時間56分

「常用労働者（正社員）」の1日の所定労働時間は，平均7時間46分（前年7時間45分）となっている。

産業別では，「金融業，保険業」が7時間24分と所定労働時間が最も短い。

企業規模別では大きな差は見られない。また，ここ数年間は平均7時間40分台で推移しており，大きな変動はない。（図9，付表11）

「パートタイム労働者」の1日の所定労働時間は，平均5時間56分（前年5時間57分）となっている。（図10，付表12）



(2) 1週の所定労働時間

常用労働者（正社員）39時間30分，パートタイム労働者28時間17分

「常用労働者（正社員）」の1週の所定労働時間は，平均39時間30分（前年39時間37分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の56.1%である。産業別に見ると，「金融業，保険業」「学術研究，専門・技術サービス業」の平均所定労働時間がそれぞれ37時間06分，37時間55分と短い。一方，「建設業」「生活関連サービス業，娯楽業」は平均所定労働時間が40時間を超えている。また，企業規模による差がみられ，「10~29人」事業所と「300人以上」事業所の格差は1時間04分である。（図11，付表13）

「パートタイム労働者」の1週の所定労働時間は，平均28時間17分（前年28時間24分）となっている。（図12，付表14）

図11 1週の所定労働時間
 常用労働者(正社員)
 (N = 524・事業所割合)

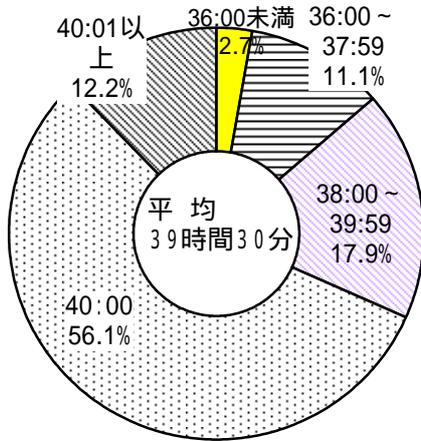
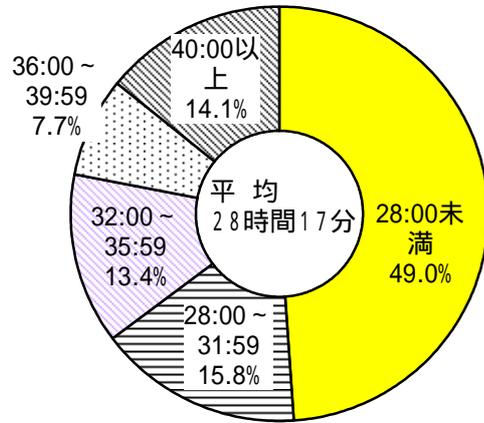


図12 1週の所定労働時間
 パートタイム労働者
 (N = 298・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

常用労働者(正社員) 13時間46分, パートタイム労働者 7時間24分

「常用労働者(正社員)」の1か月の所定外労働時間の平均は13時間46分(前年14時間39分)となっている。

産業別では、「運輸業, 郵便業」が最も長く35時間30分, 次いで「宿泊業, 飲食サービス業」が25時間59分となっている。一方, 「医療, 福祉」では4時間43分となっている。

(図13, 付表15)

「パートタイム労働者」の1か月の所定外労働時間は, 平均7時間24分(前年7時間49分)となっている。

(図14, 付表16)

図13 1か月の所定外労働時間
 常用労働者(正社員)
 (N = 385・事業所割合)

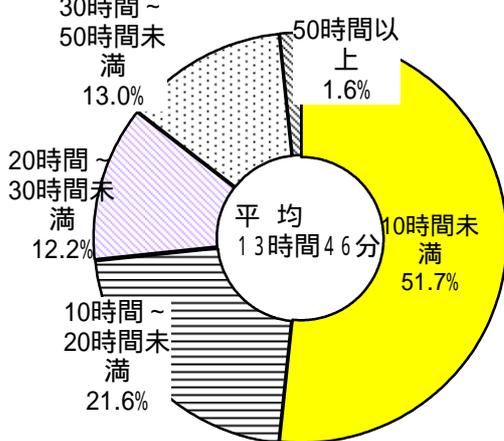
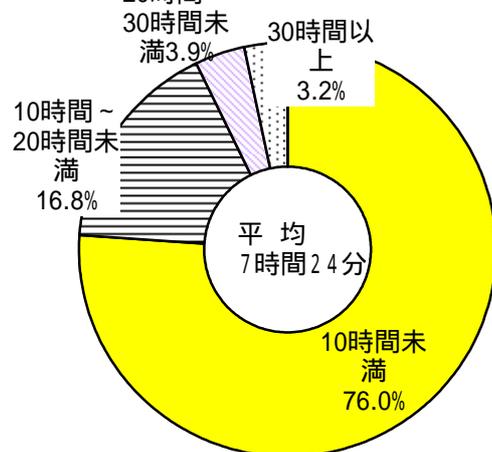


図14 1か月の所定外労働時間
 パートタイム労働者
 (N = 125・事業所割合)



1 1 長時間労働の状況

1か月の所定外労働時間が80時間以上となる労働者がいる事業所 4.6%

長時間労働の実態について調査したところ、1か月（平成22年7月）における所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所は全体の4.6%（前年4.3%）であった。

産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」が13.9%（前年1.8%）と最も割合が高く、次いで「運輸業、郵便業」の11.5%（同15.3%）となっている。「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「その他」では0%となっている。

1か月における所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所で、1事業所当たりの当該労働者数は女性5.0人、男性3.2人となっており、女性の方が多くなっている。

産業別では、女性が「製造業」で10.5人、男性が「宿泊業、飲食サービス業」で7.3人と他の産業に比べ多くなっている。

（表11、付表17）

表11 長時間労働の状況（N = 547・事業所割合・複数回答）

（単位：%、人）

		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者数					
		いない	いる	男性			女性		
				事業所数	人数	平均人数	事業所数	人数	平均人数
全 体		95.4	4.6	22	71	3.2	5	25	5.0
産 業 分 類	建設業	94.1	5.9	4	10	2.5	0	0	0.0
	製造業	91.9	8.1	5	10	2.0	2	21	10.5
	情報通信業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	運輸業、郵便業	88.5	11.5	3	13	4.3	0	0	0.0
	卸売業、小売業	97.3	2.7	3	11	3.7	1	1	1.0
	金融業、保険業	95.0	5.0	1	1	1.0	0	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	95.5	4.5	1	2	2.0	0	0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	86.1	13.9	3	22	7.3	2	3	1.5
	生活関連サービス業、娯楽業	96.3	3.7	1	1	1.0	0	0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	医療、福祉	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	サービス業	97.9	2.1	1	1	1.0	0	0	0.0
その他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	97.0	3.0	4	10	2.5	2	22	11.0
	30～99人	93.9	6.1	7	17	2.4	1	1	1.0
	100～299人	92.5	6.5	6	35	5.8	0	0	0.0
	300人以上	95.9	4.1	5	9	1.8	2	2	1.0

1 2 週休制度

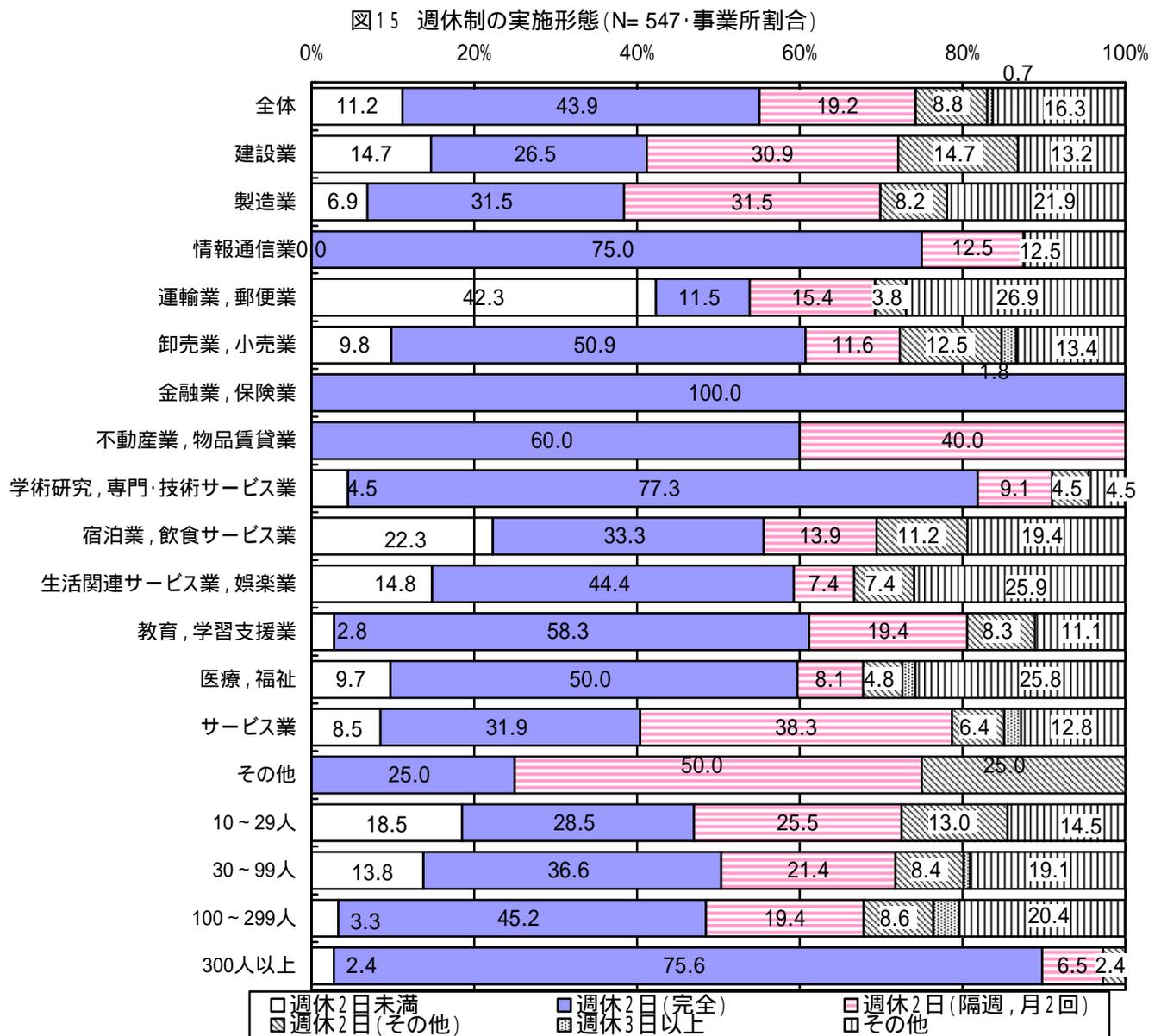
完全週休2日制 43.9% , 隔週又は月2回の週休2日制 19.2%

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合が43.9%（前年42.9%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が19.2%（同22.5%）となっている。

産業別では、「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」で「完全週休2日制」を実施している事業所が高い割合を示している。一方、「運輸業、郵便業」「その他」は、他の産業に比べて「完全週休2日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別特徴としては、規模が大きくなるほど「完全週休2日制」の割合が高くなっている。

（図15、付表18）



1 3 変形労働時間制

1 年単位の変形労働時間制 34.1% , フレックスタイム制 2.6%

変形労働時間制等について調査したところ、「1 年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の 34.1%(前年 30.9%)、「1 か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は 21.2% (同 19.0%)、「フレックスタイム制」実施している事業所は 2.6% (同 6.1%)であった。

何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の 56.6%で、労働時間のあり方が多様化していることがうかがえる。

産業別では、「建設業」「製造業」で「1 年単位の変形労働時間制」を採用している事業所の割合が、それぞれ 54.4% , 54.1%と高くなっている。

また、「フレックスタイム制」を採用している事業所の割合は、全体では 2.6%であるが、「情報通信業」では 25.0%と高い割合を示している。

(表 1 2 , 付表 1 9)

表 1 2 変形労働時間制の実施状況 (N = 546 ・ 事業所割合 ・ 複数回答)

(単位 : %)

		1 年単位の 変形労働時間制	1 か月単位の 変形労働時間制	1 週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	裁量労働制
全 体		34.1	21.2	1.3	2.6	1.6
産 業 分 類	建設業	54.4	7.4	0.0	2.9	0.0
	製造業	54.1	13.5	1.4	4.1	2.7
	情報通信業	12.5	0.0	0.0	25.0	0.0
	運輸業,郵便業	36.0	36.0	0.0	0.0	0.0
	卸売業,小売業	28.6	17.9	0.0	1.8	2.7
	金融業,保険業	0.0	19.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業,物品賃貸業	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	学術研究,専門・技術サービス業	13.6	4.5	0.0	4.5	0.0
	宿泊業,飲食サービス業	30.6	27.8	2.8	0.0	5.6
	生活関連サービス業,娯楽業	25.9	25.9	3.7	0.0	3.7
	教育,学習支援業	36.1	22.2	0.0	2.8	2.8
	医療,福祉	16.1	48.4	6.5	1.6	0.0
	サービス業	41.3	23.9	0.0	4.3	0.0
	その他	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10 ~ 29人	37.7	14.1	0.5	1.5	0.5
	30 ~ 99人	36.6	21.4	1.5	2.3	2.3
	100 ~ 299人	37.6	32.3	3.2	1.1	1.1
	300人以上	22.8	24.4	0.8	5.7	3.3

1.4 年次有給休暇制度

年次有給休暇の平均取得日数（率）は8.0日（29.3%）

平成21年度（1年間）の「常用労働者（正社員）」の年次有給休暇の平均取得日数は、8.0日（前年7.9日）で、平均取得率は、29.3%（同29.0%）となっている。

産業別に見ると、「金融業、保険業」「情報通信業」の付与日数は、それぞれ34.1日、33.4日であり、一方「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」の付与日数は24.5日、24.7日と少ない。

取得率では、「生活関連サービス業、娯楽業」「医療・福祉」がそれぞれ37.1%、34.7%と高い。企業規模別では、平均付与日数は規模が大きくなるほど多くなっている。

「パートタイム労働者」の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は18.0日（前年17.2日）、8.4日（同7.5日）、46.3%（同44.0%）となっている。

（表1.3，付表2.0）

表1.3 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N = 427・事業所割合
パートタイム労働者N = 170・事業所割合）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日数	取得率
全	体	27.4	8.0	29.3	18.0	8.4	46.3
産 業 分 類	建設業	25.2	7.1	28.3	16.6	5.9	35.6
	製造業	28.7	9.6	33.6	20.8	9.4	45.1
	情報通信業	33.4	7.1	21.4	0.0	0.0	0.0
	運輸業，郵便業	26.4	6.9	26.3	19.3	13.0	67.5
	卸売業，小売業	27.1	6.9	25.3	18.6	7.5	40.2
	金融業，保険業	34.1	9.4	27.6	23.0	10.2	44.3
	不動産業，物品賃貸業	24.5	4.5	18.4	20.0	20.0	100.0
	学術研究，専門・技術サービス業	27.6	8.1	29.1	19.5	9.5	48.7
	宿泊業，飲食サービス業	24.7	6.3	25.5	17.5	7.2	41.0
	生活関連サービス業，娯楽業	24.9	9.3	37.1	20.9	13.2	63.3
	教育，学習支援業	29.3	9.0	30.6	17.4	6.1	35.0
	医療，福祉	26.0	9.0	34.7	14.1	7.0	49.6
	サービス業	27.9	7.7	27.4	18.6	9.4	50.4
	その他	25.0	8.0	32.0	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10～29人	23.1	8.6	37.4	16.8	9.9	59.0
	30～99人	27.1	7.6	28.2	17.4	7.7	44.3
	100～299人	30.3	7.3	24.0	18.8	7.8	41.4
	300人以上	31.3	8.3	26.5	18.8	8.5	45.4

15 多様な休暇制度

妻が出産した場合の夫の休暇 58.1% , リフレッシュ休暇 19.3%

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

「健康診断(人間ドック)休暇」は、全体の25.8%で導入している。

「リフレッシュ休暇」は、全体の19.3%で導入している。

「ボランティア・ドナー休暇」及び「記念日(アニバーサリー)休暇」の導入はそれぞれ全体の7.2%と調査項目中で低率となっている。

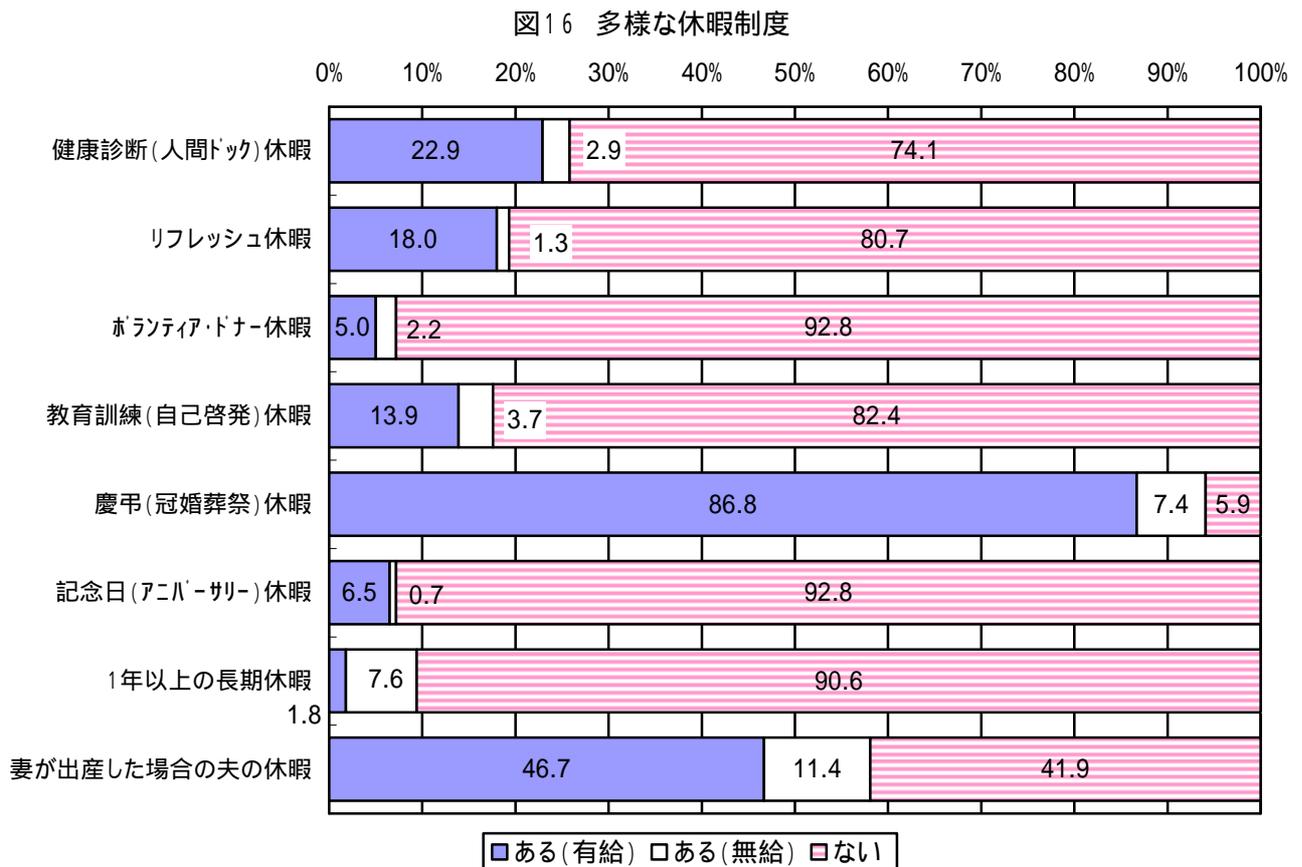
「教育訓練(自己啓発)休暇」は、全体の17.6%で導入している。

「慶弔(冠婚葬祭)休暇」は、全体の94.2%で導入しており、有給としている割合も86.8%と高くなっている。

「1年以上の長期休暇」の導入も、全体の9.4%と低率である。

「妻が出産した場合の夫の休暇」は、全体の58.1%で導入している。産業別では、「情報通信業」「その他」がそれぞれ75.0%と導入率が高い。

(図16, 付表21)



16 中途採用

40歳代以上の中途採用者は38.4%

平成21年度(1年間)に正社員として中途採用した従業員のうち、20歳代が33.6%、30歳代が28.0%、40歳代が20.2%、50歳代が12.4%、60歳以上が5.8%となっている。

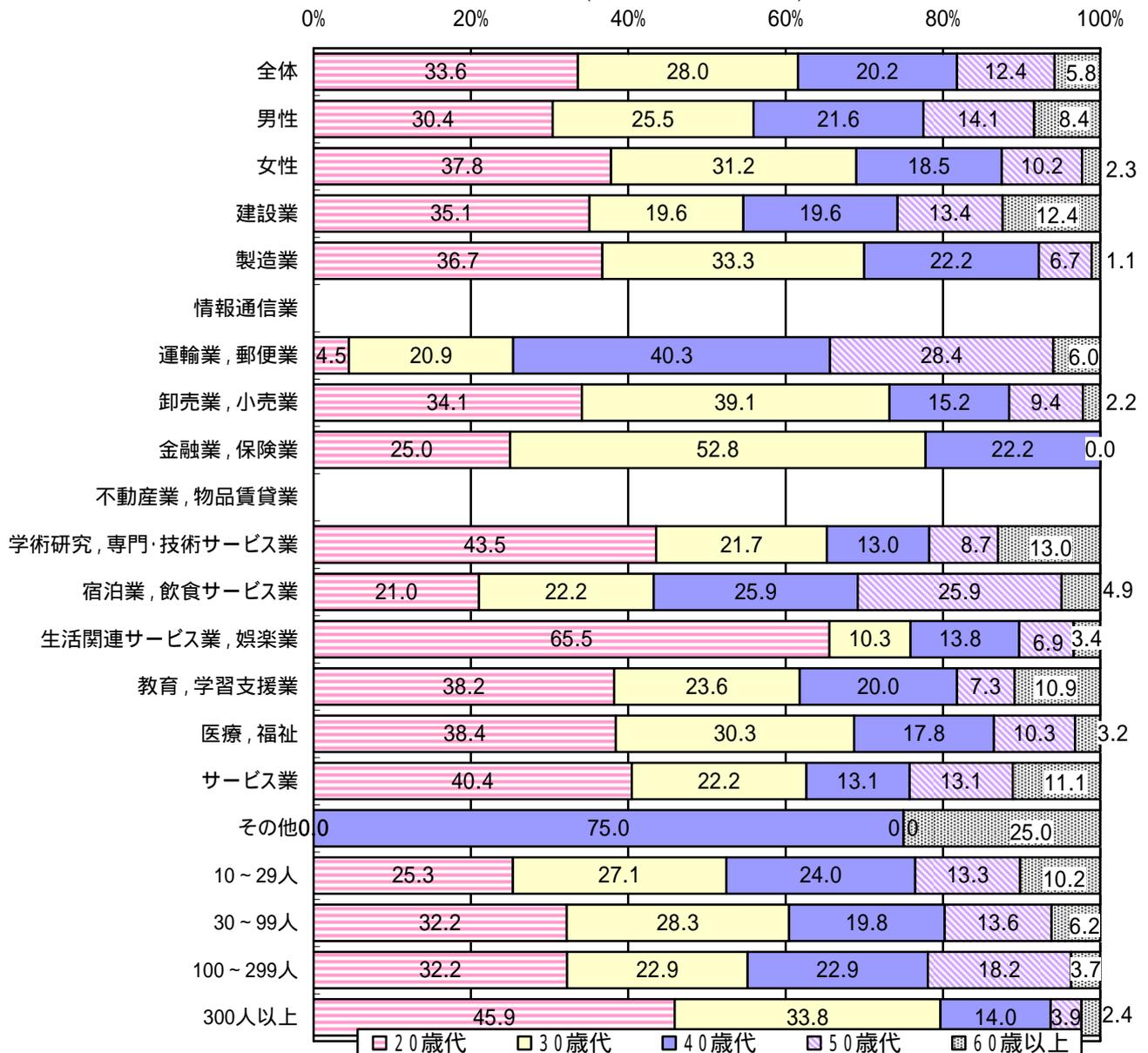
中途採用を実施した事業所の割合は42.0%(前年45.4%)となっている。

産業別では、「運輸業、郵便業」「その他」で40歳代以上の採用が多く、「生活関連サービス業、娯楽業」では20歳代の採用が多い。

1事業所あたりの中途採用人員では、「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ7.2人、6.2人と多い。「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」では中途採用がなかった。

(図17、付表22)

図17 中途採用の状況(N=904・労働者割合)



17 定年制度と定年年齢到達者の雇用

定年制度のある事業所は92.1%

定年制度があるとした事業所は92.1%（前年93.6%）であった。産業別では、「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「その他」で100%となっている。

定年年齢到達者に対する雇用促進制度については、「再雇用」が48.3%で最も多く、次いで「雇用延長」の39.1%となっている。（表14、付表23）

表14 定年制度と定年退職者の雇用促進制度（N = 544・事業所割合）

（単位：%）

		定年制度		定年後の雇用促進制度				
		なし	あり	雇用延長	再雇用	再就職斡旋	その他	なし
全 体		7.9	92.1	39.1	48.3	0.9	2.6	9.0
産 業 分 類	建 設 業	7.5	92.5	46.2	47.7	0.0	1.5	4.6
	製 造 業	5.4	94.6	42.9	46.8	0.0	2.6	7.8
	情 報 通 信 業	0.0	100.0	33.3	44.4	0.0	0.0	22.2
	運 輸 業 , 郵 便 業	15.4	84.6	68.0	24.0	0.0	0.0	8.0
	卸 売 業 , 小 売 業	8.1	91.9	30.0	58.2	0.9	3.6	7.3
	金 融 業 , 保 険 業	0.0	100.0	21.7	65.2	8.7	0.0	4.3
	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	0.0	100.0	20.0	20.0	0.0	20.0	40.0
	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	4.5	95.5	40.0	52.0	0.0	4.0	4.0
	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	25.0	75.0	50.0	40.0	0.0	0.0	10.0
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	7.7	92.3	38.5	46.2	0.0	3.8	11.5
	教 育 , 学 習 支 援 業	5.6	94.4	36.8	44.7	0.0	2.6	15.8
	医 療 , 福 祉	1.6	98.4	41.9	41.9	1.6	3.2	11.3
	サ ー ビ ス 業	12.5	87.5	34.9	48.8	2.3	2.3	11.6
そ の 他	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	17.1	82.9	39.6	39.6	0.0	6.6	14.3
	30～99人	3.8	96.2	47.8	44.1	0.0	0.7	7.4
	100～299人	2.2	97.8	43.2	46.3	2.1	0.0	8.4
	300人以上	1.6	98.4	26.4	66.7	2.3	0.8	3.9

1 8 高年齢者雇用安定法への取組み

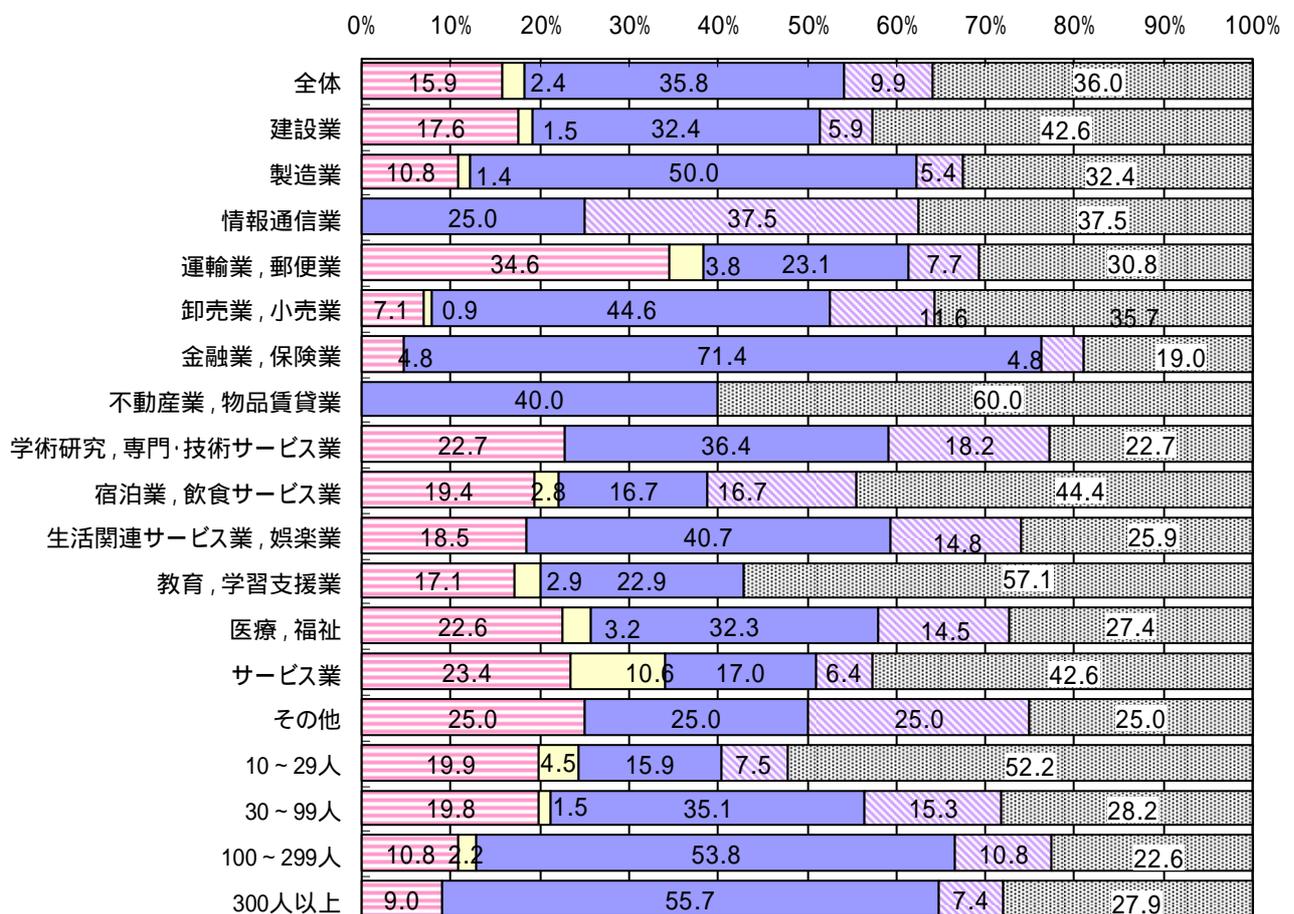
定年引き上げ 15.9% , 継続雇用制度導入 45.7%

高年齢者雇用安定法への取組み状況を調査したところ、「定年制を引き上げた」事業所が15.9%、「定年制を廃止した」事業所が2.4%、「継続雇用制度を導入した」事業所が45.7%（うち労使協定締結済み35.8%、労使協定未締結9.9%）、「検討中（未定）」の事業所が36.0%であった。

産業別では、「不動産業、物品賃貸業」「教育、学習支援業」で「検討中（未定）」としている事業所の割合が高い。

（図18、付表24）

図18 高年齢者雇用安定法への取組み(N=547・事業所割合)



□ 定年引き上げ □ 定年廃止 ■ 継続雇用(労使協定締結済) □ 継続雇用(労使協定未締結) ▨ 検討中(未定)

19 退職者の状況

退職理由 男性、女性ともに「定年」「転職」

平成21年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

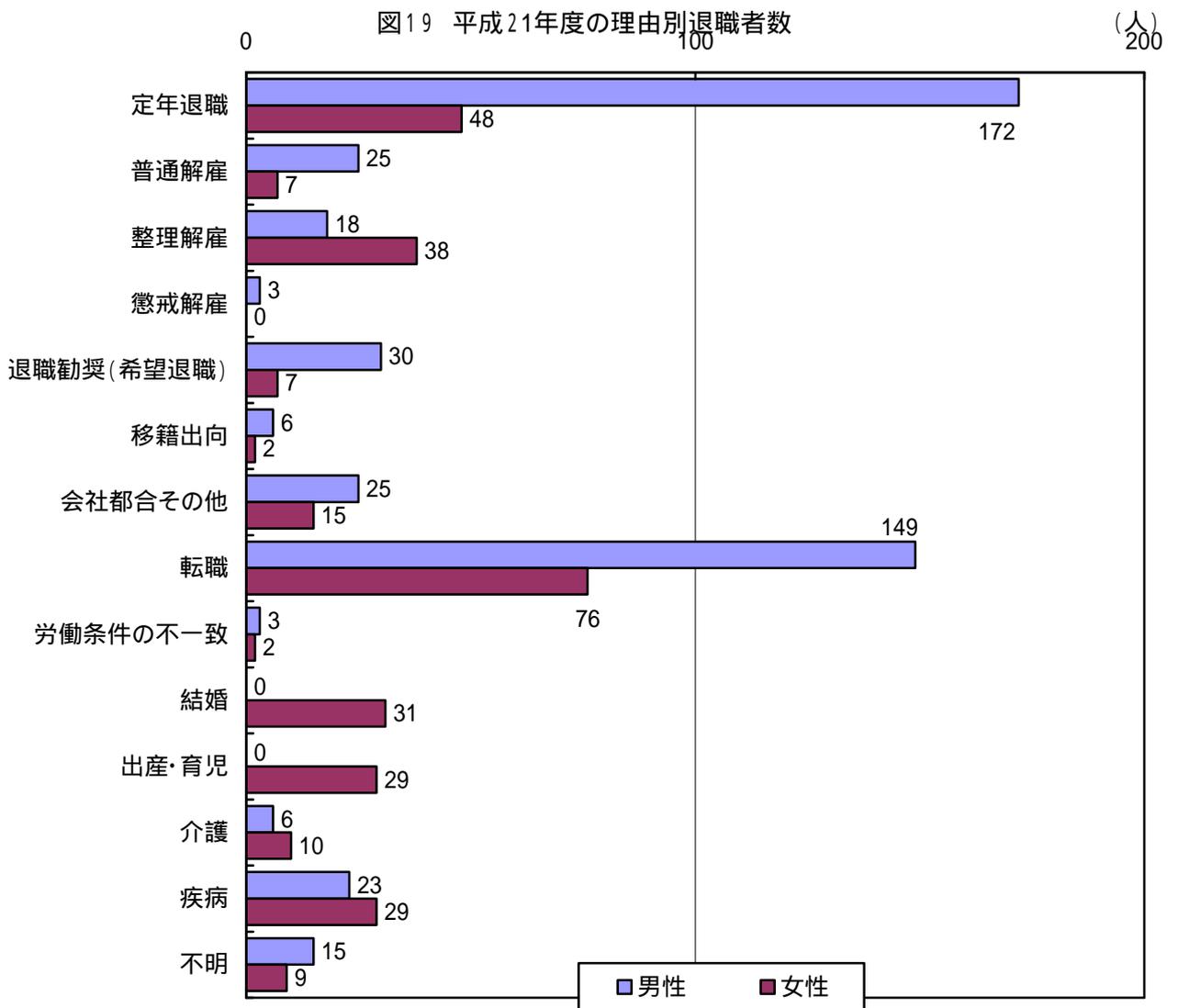
退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては、「定年」が最も多く、次いで「転職」となっている。

女性労働者の退職理由としては、「転職」「定年」「整理解雇」の順になっている。

また、「結婚」「出産・育児」の割合が高いことが男性とは対照的である。

（図19，付表25）



2 0 外国人労働者及び外国人研修生

外国人を受け入れている事業所は6.0%

外国人労働者または外国人研修生を受け入れている事業所は6.0%（前年4.1%）となっている。産業別に見ると、「教育，学習支援業」が16.7%（同9.5%）で最も割合が高い。次いで、「宿泊業，飲食サービス業」が13.9（同6.8%）となっている。

また、「外国人研修生」の受け入れについては、「製造業」が最も多く，次いで「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」となっている。

（表15，付表26）

表15 外国人労働者及び外国人研修生（N = 549・事業所割合）

（単位：% ，人）

		外国人労働者等の有無		外国人労働者等の有無					
		いない	いる	外国人労働者			外国人研修生		
				事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均
全	体	94.0	6.0	29	102	3.5	10	37	3.7
業 分 類	建設業	98.5	1.5	1	1	1.0	0	0	0.0
	製造業	90.5	9.5	6	30	5.0	5	24	4.8
	情報通信業	87.5	12.5	1	2	2.0	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	卸売業，小売業	96.4	3.6	4	12	3.0	1	5	5.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	90.9	9.1	2	3	1.5	0	0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	86.1	13.9	3	4	1.3	2	5	2.5
	生活関連サービス業，娯楽業	88.9	11.1	2	12	6.0	1	1	1.0
	教育，学習支援業	83.3	16.7	6	27	4.5	0	0	0.0
	医療，福祉	98.4	1.6	1	1	1.0	0	0	0.0
	サービス業	93.8	6.3	3	10	3.3	1	2	2.0
その他	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	97.0	3.0	4	6	1.5	2	5	2.5
	30～99人	95.4	4.6	6	22	3.7	3	15	5.0
	100～299人	90.3	9.7	9	32	3.6	1	6	6.0
	300人以上	90.3	9.7	10	42	4.2	4	11	2.8

2 1 障害者の雇用

障害者を雇用している事業所は21.7%

障害者を雇用している事業所は全体の21.7%（前年17.8%）となっている。

産業別では、「製造業」が35.1%（同23.1%）と最も割合が高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が29.6%（同13.6%）となっている。

障害者を雇用している1事業所あたりの平均雇用人数は、2.4人（前年2.1人）となっている。

産業別では「生活関連サービス業、娯楽業」が、他の産業に比べて1事業所あたりの障害者の雇用人数の割合が高くなっている。

なお、昨年度から調査に加えた発達障害者については、1事業所のみ雇用があった。

（表16、付表27、28）

表16 障害者の雇用状況（N=549・事業所数・事業所割合・人数）

（単位：所，%，人）

		障害者の雇用状況				雇用人数	
		雇用していない		雇用している		人数	1事業所平均
		事業所数	構成比	事業所数	構成比		
全 体		430	78.3	119	21.7	291	2.4
産 業 分 類	建 設 業	51	75.0	17	25.0	19	1.1
	製 造 業	48	64.9	26	35.1	52	2.0
	情 報 通 信 業	7	87.5	1	12.5	1	1.0
	運輸業，郵便業	21	80.8	5	19.2	15	3.0
	卸売業，小売業	91	81.3	21	18.8	31	1.5
	金融業，保険業	19	90.5	2	9.5	2	1.0
	不動産業，物品賃貸業	5	100.0	0	0.0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	17	77.3	5	22.7	4	0.8
	宿泊業，飲食サービス業	27	75.0	9	25.0	14	1.6
	生活関連サービス業，娯楽業	19	70.4	8	29.6	84	10.5
	教育，学習支援業	32	88.9	4	11.1	6	1.5
	医療，福祉	54	87.1	8	12.9	15	1.9
	サービス業	36	75.0	12	25.0	48	4.0
そ の 他	3	75.0	1	25.0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	182	90.5	19	9.5	23	1.2
	30～55人	66	79.5	17	20.5	65	3.8
	56～99人	32	66.7	16	33.3	21	1.3
	100～299人	64	68.8	29	31.2	51	1.8
	300人以上	86	69.4	38	30.6	131	3.4